

理事長	常務理事	事務局長	担当者

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

記号 番号	記号	氏名	
	番号	生年月日	昭和・平成 年 月 日
資格喪失年月日	令和 年 月 日（退職日の翌日）		
資格喪失の際の 所属されていた事業所			
資格喪失の際の組合の名称			
保険料納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月払い <input type="checkbox"/> 3月まで前納納付 (初月は毎月払いになります。次月以降前納払いとなります。)		
備考			

被保険者記号・番号に変えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。マイナンバーを記載した場合は本人確認の添付書類が必要です。

上記のとおり申請します。

年 月 日

タダノ健康保険組合理事長殿

〒

住所

氏名

電話番号

給付金があった場合のみに使用
(保険料の自動引き落としは
できません)

銀行

支店 普通口座番号

任意継続について（ご確認ください。）

- 任意継続ができる期間は最高2年間です。
- 任意継続の手続きは退職後20日以内をお願いします。
- 退職後、納付書を発行します。最初の保険料1ヶ月分を納付確認後に新しい健康保険証を発行します。
- 健康保険料は初めの月は単月で支払い、次月からは3月分までを前納として支払う方法があります。保険料金額等、詳しくは健保組合までお問い合わせください。
- 保険料は退職後に銀行振り込みまたは現金で持参してください。
保険料振込先
百十四銀行 本店 普通預金
口座番号0271945
口座名義 タダノ健康保険組合
- 退職理由が解雇・雇止め・契約満了など事業主の都合の場合は国民健康保険での軽減措置があります。
平成22年4月より、倒産・解雇・雇止めなどの理由により退職した方について国民健康保険料を軽減する制度が開始されています。
この軽減措置については、国民健康保険料がその翌年度末まで、前年度の給与所得を100分の30として算定することにより、任意継続の保険料より安くなる場合があります。
対象者：雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）
雇用保険の特定理由離職者（雇止めなど）
雇用保険受給資格者証の番号が11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当される方
詳しくはお住まいの市町村役場の健康保険の窓口までお問い合わせください。

〈ご注意〉

- 任意継続は保険料の納付期限が過ぎますと資格がなくなります。（毎月納付の場合は毎月10日納付）
- 任意継続されると、保険証の記号が10→11に変わります。必ず病院へお知らせください。